

浦幌町認定こども園（仮称）の建設計画のお知らせ

No.3

広報 11 月号で認定こども園の概要とこども園の1日のながれ(イメージ図)をお知らせしましたが、今月号は教育・保育施設を利用するための「認定」についてお知らせします。

子ども・子育て支援新制度は、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えます

平成 24 年 8 月に成立した、子ども・子育て関連 3 法に基づいて、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月からスタートしました。

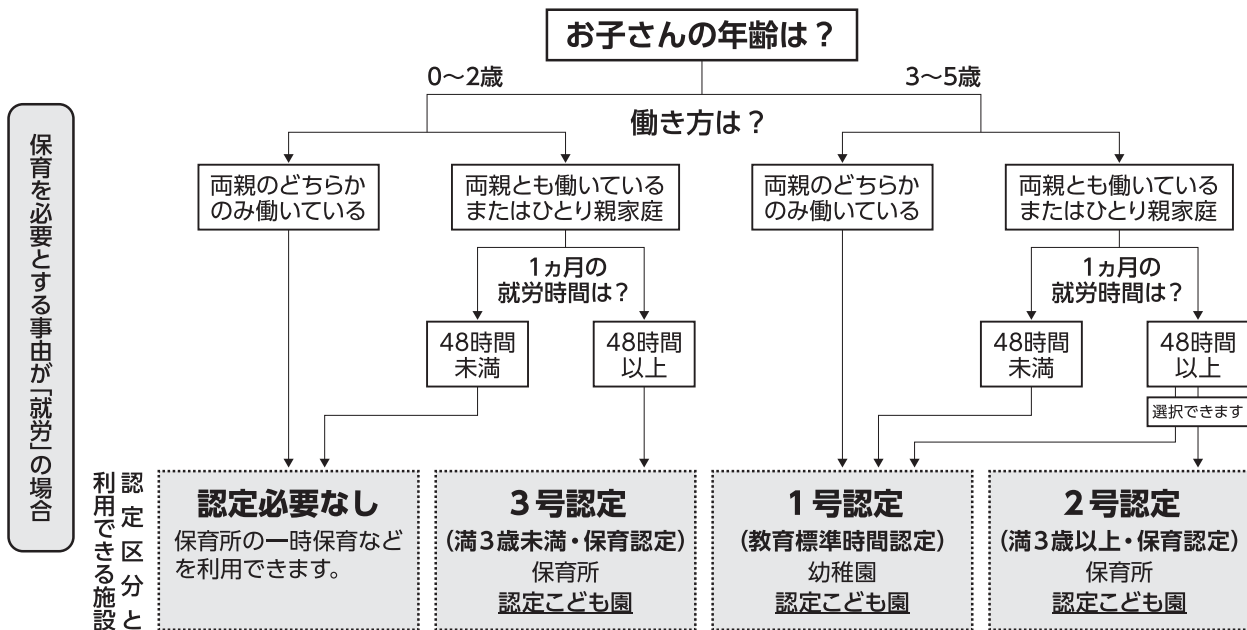
新制度を推進するため町では、国が示す「基本指針」及び「子育てに関するニーズ調査結果」を踏まえ、浦幌町児童育成計画策定委員会の意見を聴取して「子ども・子育て支援事業計画」(平成 27～31 年度の 5 ヵ年計画)を策定しました。

今後、次期計画改定に向けた地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズ調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

新制度の主な目的
 ◆認定こども園の普及を図る。
 ◆多様な保育の確保により待機児童の解消及び教育・保育の質的改善。
 ◆地域の子ども・子育て支援の充実

教育・保育施設の利用には「認定」が必要です

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望する場合は、3つの区分で認定を受ける必要があります。



◆保育認定（2号・3号）について

次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

- ①「就労」②「産前産後」③「疾病等」④「介護・看護」⑤「災害復旧」⑥「求職」⑦「通学」⑧「職業訓練」⑨「虐待」⑩「DV」⑪「育児休業」⑫「その他(事由①～⑪に類すると町長が認める状態)」

◆保育の必要量について

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、区分されます。

保育必要量	区分	保育標準時間	保育短時間
	1日あたり	最長 10 時間 30 分	最長 8 時間
平日利用可能時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	

※上浦幌ひまわり保育園は利用可能時間が異なります。

※幼稚園の利用可能時間は教育標準時間（4 時間）。

認定こども園では…
 例えば、共働き世帯の 2 号認定のお子さんが保育所に通っていたけれど、一方が仕事を辞めたため 1 号認定となり幼稚園へ通う。また働き始めたので保育所へ…親の就労状況により預ける場所が変わりましたが、こども園では保育時間に違いはあるものの継続利用できます。



建設候補地の現況測量及び地質調査が始まりました

園役場保健福祉課児童保育係 (☎ 576-5003)